

令和8年度高齢者虐待防止対策研修企画提案仕様書

1 事業名称 令和8年度高齢者虐待防止対策研修事業業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注を予定している「令和8年度高齢者虐待防止対策研修事業業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3 業務の目的

虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援が、専門的知識に基づき適正に行われるよう、市町村及び地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、研修会を開催する。

4 委託期間 契約日から令和9年3月19日（金）まで

5 委託業務の内容

以下の（1）から（3）の研修をオンラインにより開催する。なお、研修の開催通知は県が行う。また、参加人数が確保できると認められる場合には、参集での研修も可能とする。

（1） 新任職員及び管理職研修（開催時期：令和8年8月末まで）

- ・ 新任職員及び市町村の管理職を主な対象として、高齢者虐待防止法の内容や、高齢者虐待防止法における市町村の責務及び虐待対応の流れなど、高齢者虐待対応に関する基礎的な内容の研修とする。
- ・ 定員は200名程度とし、1回開催する。
- ・ 1回当たりの研修時間は、4時間以上とする。

（2） 現任対応職員研修（開催時期：令和8年12月末まで）

- ・ 市町村及び地域包括支援センター職員を主な対象として、高齢者虐待防止法の基礎や、養護者の特性に合わせた支援など、高齢者虐待対応に関する実践的な内容の研修とする。
- ・ 定員は200名程度とし、3日間で1回として開催する。
- ・ 1日当たりの研修時間は、4時間以上とする。

（3） 専門研修（開催時期：令和9年2月末まで）

- ・ 市町村及び地域包括支援センター職員を主な対象として、法改正や、最新の情勢等に応じたテーマとするなど、高齢者虐待対応に関する専門的な内容の研修とする。
- ・ 定員は200名程度とし、1回開催する。
- ・ 1回当たりの研修時間は、2時間以上とする。

* 新任職員は原則6か月以下の者、現任対応職員研修は原則6か月を超える者とする。

（4） 研修の評価に関すること

各研修終了後に研修内容についてのアンケートを実施し、結果をとりまとめて、出席者数とともに県に提出すること。

6 報告

委託業務が完了したときは1か月以内に業務委託実績報告書を県に提出すること。

7 再委託の禁止

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により千葉県の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 特記事項

- (1) 研修の内容についてはあらかじめ県の承認を得ること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

個人情報等取扱特記事項

第 1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第 2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第 3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

(公表)

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの

態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先(順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。)の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

- 1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。
- 2 委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする(例：仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報を取り扱う事務を委託しない場合には、「個人情報等」の「等」の記述を削除する)。